

平成26年5月7日

投資主各位

東京都港区新橋六丁目16番12号

日本賃貸住宅投資法人

執行役員 トシヤ・クロダ

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成26年5月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第24条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

（本投資法人現行規約抜粋）

第24条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 平成26年5月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 7階 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員2名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である株式会社ミカサ・アセット・マネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://www.jrhi.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 規約変更の理由

(1) 平成25年6月19日に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）（以下「改正法」といいます。）により、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）が改正され、また、改正法の一部が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）が改正されたことから、以下の規定を新設又は修正するものです。

- ① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものです（第6条第2項）。
- ② 規約の記載事項である「資産運用の対象及び方針」の細目として、「資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨」が新設されたことに伴い、規約に定める資産運用の基本方針をこれに合わせるとともに、所要の変更を行うものです（第9条、第10条第1項、第11条第1項）。
- ③ 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成28年5月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの5月1日及び同日以後遅滞なく招集する旨の規定（第19条第2項第一文）、並びに、必要があるときは随時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです（同項第二文）。また、変更案第19条第2項第一文の規定がある場合には、投資主総会決議によって、役員任期を選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される役員任期を選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることができることから、投資主総会の開催頻度及び役員任期に係る規定について、所要の変更を行うものです（第18条、第28条第1項）。
- ④ 変更案第19条第2項第一文の規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日を要しない旨を新設するものです

(第20条)。また、当該投資主総会において権利を行使することができる投資主を定める基準日を明確にするものです(第25条)。

- ⑤ 上記の新設及び修正のうち、関連する投信法の改正の施行日に効力が生じるもの(第19条第2項及び第20条但書の新設並びに第25条の変更)については、当該施行日に効力が生じる旨の附則を新設するものです(第41条)。
- (2) 投資信託協会が平成25年1月4日付で社団法人から一般社団法人へ移行したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです(第10条第9項)。
- (3) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、利益を超えた金銭の分配に関する規定が一部改正されたことにあわせて、該当する規約の規定を整備するものです(第15条第4号)。
- (4) 補欠役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、規定を新設するものです(第28条第2項)。
- (5) その他、表現の変更及び明確化、字句の修正を行うものです(第27条第1項、第38条第2項)。

2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条(投資主の請求による投資口の払戻し)</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条(投資主の請求による投資口の払戻し及び自己の投資口の取得)</p> <p><u>1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</u></p> <p><u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p>

現行規約	変更案
<p>第3章 資産運用の対象、方針及び計算 第9条 (資産運用の基本方針) 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第11条第2項及び第3項に規定する<u>特定資産</u>に投資して運用を行う。</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、主として、第11条第2項及び第3項に定める特定資産のうちその主たる用途を住居とする不動産等（第11条第2項に定める不動産等を指す。以下、別途定める場合を除き同様とする。）（主たる用途を住居とする不動産等を以下「賃貸住宅」という。）に対して投資を行う。 2. ～8. (記載省略) 9. 第2項乃至第4項及び第8項に掲げる取引以外の取引は、法令、<u>社団法人投資信託協会</u>（以下「投資信託協会」という。）の規則及び本規約に照らし、その取引が可能であり、かつ、当該取引が本投資法人の資産の運用において有益であると判断される場合に限り、行うことができる。 <p>第11条 (<u>主要投資対象の特定資産</u>)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の<u>主要な投資対象</u>は、<u>不動産等</u>とする。 2. ～5. (記載省略) 	<p>第3章 資産運用の対象、方針及び計算 第9条 (資産運用の基本方針) 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、<u>資産を主として不動産等資産</u>（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「<u>投信法施行規則</u>」という。）に定めるものをいう。）に対する投資として運用することを目的として、<u>第11条に掲げる資産</u>に投資して運用を行う。</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、<u>第9条に定める基本方針に従い</u>、主として、第11条第2項及び第3項に定める特定資産のうちその主たる用途を住居とする不動産等（第11条第2項に定める不動産等を指す。以下、別途定める場合を除き同様とする。）（主たる用途を住居とする不動産等を以下「賃貸住宅」という。）に対して投資を行う。 2. ～8. (現行どおり) 9. 第2項乃至第4項及び第8項に掲げる取引以外の取引は、法令、<u>一般社団法人投資信託協会</u>（以下「投資信託協会」という。）の規則及び本規約に照らし、その取引が可能であり、かつ、当該取引が本投資法人の資産の運用において有益であると判断される場合に限り、行うことができる。 <p>第11条 (投資対象の資産)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、<u>第9条に定める基本方針に従い</u>、<u>第2項に規定する不動産等に投資</u>する。 2. ～5. (現行どおり)

現行規約	変更案
<p>第15条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として、以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1)～(3)（記載省略）</p> <p>(4) 本投資法人は、利益を超える金銭の分配を行う場合には、当該決算期に係る利益の金額に<u>当該営業期間の減価償却費計上額に相当する金額</u>を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。）第39条の32の3に規定されている配当可能額の90%に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の91%に相当する金額まで配当可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5)～(7)（記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 投資主総会</p> <p>第18条（開催場所及び頻度） 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都23区内とし、<u>原則として2年に1回以上開催する。</u></p> <p>第19条（投資主総会の招集） 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認に基づきこれを招集する。</p>	<p>第15条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として、以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1)～(3)（現行どおり）</p> <p>(4) 本投資法人は、利益を超える金銭の分配を行う場合には、当該決算期に係る利益の金額に<u>投資信託協会の規則において定める金額</u>を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。）第39条の32の3に規定されている配当可能額の90%に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の91%に相当する金額まで配当可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5)～(7)（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 投資主総会</p> <p>第18条（開催場所及び頻度） 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都23区内として<u>開催する。</u></p> <p>第19条（投資主総会の招集）</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認に基づきこれを招集する。</p>

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第20条 (招集の公告、通知) 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、第25条に定める基準日現在の投資主に対して、書面をもってその通知を発する。投資主総会は、投資主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第25条 (基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>決算期から3か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</u> 2. <u>前項のほか、本投資法人は必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とする</u>ことができる。 	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p>2. <u>本投資法人の投資主総会は、平成28年5月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後隔年ごとの5月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u></p> <p>第20条 (招集の公告、通知) 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、第25条に定める基準日現在の投資主に対して、書面をもってその通知を発する。<u>但し、前条第2項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しない。また、投資主総会は、投資主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>第25条 (基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本投資法人が第19条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成28年3月末日及び以降隔年ごとの3月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</u> 2. <u>本投資法人が第19条第2項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とする</u>ことができる。

現行規約	変更案
<p>3. (記載省略)</p> <p>第5章 役員及び役員会</p> <p>第27条 (役員に関する事項)</p> <p>1. 本投資法人の執行役員は3名以内、監督役員は4名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下、「役員」という。）は役員会を構成する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第28条 (役員任期)</p> <p>役員任期は、就任後2年とする。但し、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>第5章 役員及び役員会</p> <p>第27条 (役員に関する事項)</p> <p>1. 本投資法人の執行役員は3名以内、監督役員は4名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は役員会を構成する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第28条 (役員任期)</p> <p><u>1. 役員任期は、就任後2年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p><u>2. 補欠の役員選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において被補欠者である役員が選任されなかった場合には、被補欠者である役員が選任された直前の投資主総会）において選任された被補欠者である役員任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとする。</u></p>

現行規約	変更案
<p>第7章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第38条（発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（「<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>」（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。）は、適宜、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。 <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第7章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第38条（発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（<u>投信法施行規則</u>第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。）は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。 <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p><u>第41条（改正の効力発生）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第6条第2項の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u> 2. <u>第19条第2項及び第20条但書の新設並びに第25条の変更に係る改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員トシヤ・クロダ及び東野豊の任期は、平成26年5月24日までとなっていますが、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、改めて平成26年5月23日付で執行役員として選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第28条の規定により、選任される平成26年5月23日より2年間となります。

なお、本議案は、平成26年4月16日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	トシヤ・クロダ (昭和35年4月10日)	<p>平成6年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>平成6年8月 さくら銀行 ロサンゼルス支店 ヴァイス・プレジデント</p> <p>平成11年2月 KPMGエルエルピー 不動産コンサルティング部 (ロサンゼルス) シニア・マネジャー</p> <p>平成13年4月 オークツリー・ジャパン株式会社 (現オークツリー・ジャパン合同会社) シニア・ヴァイス・プレジデント</p> <p>平成17年5月 KWインベストメント株式会社 ディレクター</p> <p>平成18年12月 オークツリー・ジャパン株式会社 (現オークツリー・ジャパン合同会社) シニア・ヴァイス・プレジデント</p> <p>平成21年1月 日本賃貸住宅投資法人 執行役員 (現任)</p> <p>平成23年1月 オークツリー・ジャパン株式会社 (現オークツリー・ジャパン合同会社) マネージング・ディレクター</p> <p>平成25年5月 オークツリー・ジャパン合同会社代表社員職務執行者兼マネージング・ディレクター (現任)</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	東野豊 (昭和28年11月6日)	昭和51年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 平成5年8月 同行 ニューヨーク支店次長 平成9年10月 同行 東恵比寿支店支店長 平成12年2月 同行 ストラクチャード・ファイナンス部部长 平成14年1月 株式会社大京（株式会社三和銀行より出向） 経営企画部部长 平成17年7月 NTN株式会社（株式会社UFJ銀行より出向） 財務部副部长 平成18年3月 株式会社三菱東京UFJ銀行 審議役 平成18年7月 オリックス不動産株式会社 投資企画事業部部长 平成19年7月 モルガン・スタンレー証券株式会社 不動産投資銀行部 エグゼクティブディレクター エム・エス・リアルエステート・アドバイザー株式会社（モルガン・スタンレー証券株式会社より出向） 代表取締役社長 平成21年8月 株式会社ミカサ・アセット・マネジメント 代表取締役社長（現任） 平成24年5月 日本賃貸住宅投資法人 執行役員（現任）

1. 上記執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者トシヤ・クロダ及び東野豊は、いずれも現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
3. 上記執行役員候補者トシヤ・クロダは、オークツリー・ジャパン合同会社の代表社員職務執行者兼マネージング・ディレクターです。
4. 上記執行役員候補者東野豊は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社ミカサ・アセット・マネジメントの代表取締役社長です。
5. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員藪田広平、永峰潤及びダンフォース・トーマスの任期は、平成26年5月24日までとなっておりますが、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、改めて平成26年5月23日付で監督役員として選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、現行規約第28条の規定により、選任される平成26年5月23日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	藪田 広 平 (昭和36年12月24日)	平成3年3月 司法研修(43期)修了 平成3年4月 第一東京弁護士会に登録 外立法律事務所入所 平成9年4月 外立総合法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成18年1月 リプラス・レジデンシャル投資法人(現日本賃貸住宅投資法人)監督役員(現任)
2	永 峰 潤 (昭和32年3月10日)	昭和55年9月 等松・青木監査法人 昭和58年9月 等松トーシュロスコンサルティング 昭和62年9月 公認会計士登録 昭和62年9月 バンカーストラスト銀行 平成元年9月 永峰公認会計士事務所設立 代表 平成2年2月 税理士登録 平成13年10月 株式会社ティーピーアイ(現株式会社JCアカウンティング)代表取締役(現任) 平成20年3月 GCAサヴィアングループ株式会社 監査役 平成21年1月 日本賃貸住宅投資法人 監督役員(現任) 平成21年4月 永峰・三島会計事務所 パートナー(現任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
3	ダンフォース・トーマス (昭和32年9月8日)	昭和57年5月 CSファーストボストン証券会社 昭和61年12月 ゴールドマン・サックス証券会社 ヴァイス・プレジデント 平成元年5月 アイベックス・インターナショナル株式会社 マネージャー 平成5年2月 シャイアンソフトウェア株式会社 代表取締役 平成6年10月 チップコム・ジャパン株式会社 代表取締役 平成8年3月 株式会社国際投資コンサルタンツ 代表取締役(現任) 平成12年7月 トップ・レイヤー・ネットワークス・ジャパン株式会社 代表取締役(現任) 平成12年10月 ジャパン・ベンチャー・パートナーズ・エルエルシー マネージャー(現任) 平成15年11月 ファブリカル・コーポレーション 取締役(非常勤) 平成18年3月 日本ストライカー・ホールディング株式会社 取締役(非常勤) 平成18年6月 ベルキン株式会社 代表取締役 平成19年6月 WISECOM株式会社 代表取締役 平成20年10月 ミラポイントジャパン株式会社 取締役(非常勤) 平成21年1月 日本賃貸住宅投資法人 監督役員(現任) 平成21年4月 ワイズコム株式会社 取締役(非常勤) 平成21年5月 アクティブ・メディア株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成22年5月 AMIC株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成25年2月 ファブリカル・コーポレーション 取締役・会長(非常勤)(現任)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも現在本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
3. 上記監督役員候補者のうち永峰潤は、株式会社JCアカウンティングの代表取締役です。また、ダンフォース・トーマスは、株式会社国際投資コンサルタンツ及びトップ・レイヤー・ネットワークス・ジャパン株式会社の代表取締役です。
4. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第24条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第3号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

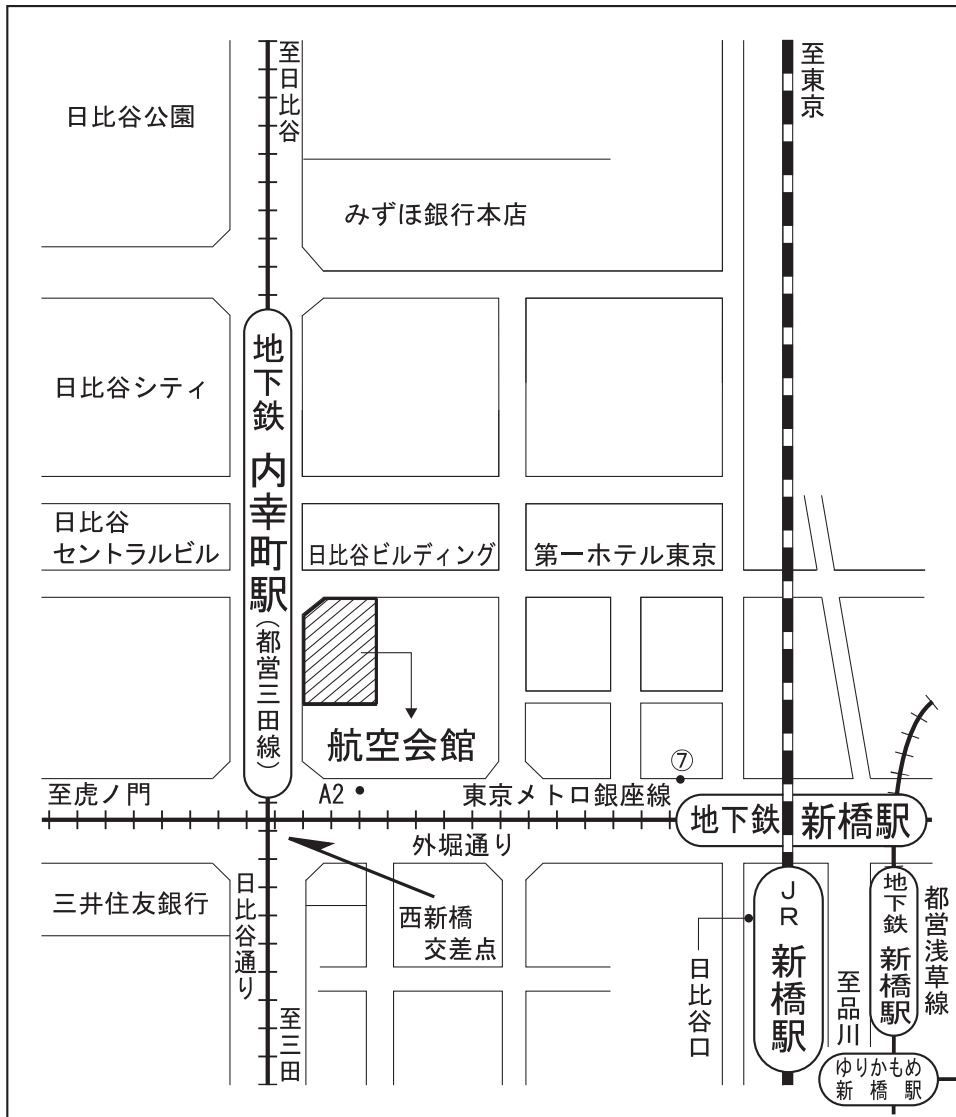
以 上

第10回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目18番1号

電話番号 03-3501-1272

航空会館 7階 大ホール



●交通	J R新橋駅	日比谷口	徒歩5分
	都営地下鉄三田線内幸町駅	A2出口	〃 1分
	東京メトロ銀座線新橋駅	⑦出口	〃 5分
	都営地下鉄浅草線新橋駅	⑦出口	〃 5分

<お願い>駐車場の用意をしておりますので、お車でのご来場はご遠慮ください。